

舟橋村教育大綱

令和3年3月
舟 橋 村

はじめに

1 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）の一部が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国的基本的な計画を参照し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。この法の趣旨に基づき、総合的な施策の目標や根本となる方針を、舟橋村教育大綱（以下、「大綱」という。）として定めることとします。

この大綱は、本村の教育行政に関する村民の意向をより反映させるため、村長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議、調整した上で策定するものです。

2 教育大綱の位置付け

この大綱は、本村の教育行政を推進するための基本指針となるものです。令和3年3月に策定された第5次舟橋村総合計画（令和3年度～令和12年度）「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」の学校教育、生涯学習・生涯スポーツ、芸術・文化・交流活動などの基本方針と整合性を図りつつ、定めるものです。

3 教育大綱の対象期間

この大綱は、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象期間とします。ただし、今後の社会情勢などの変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

舟橋村教育大綱

子供から大人まで、村民一人ひとりが生涯にわたって学ぶ心をもち、より豊かな人生を送ることができるよう、引き続き「教育村」としての環境の充実を図ります。

令和3年度からは第5次舟橋村総合計画に掲げる「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」を実現するために、新たな「大綱」を次のように定めます。

舟橋村教育大綱の基本方針

【基本方針1】～学校教育の充実～

一貫性と独自性のある学校教育を通して、よりよい地域社会を創るという理念を学校と地域が共有し、子供たちが夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力を育む。

【基本方針2】～生涯学習・生涯スポーツの推進～

舟橋会館や村立図書館の機能を充実し、学習機会の創出に努めるとともに、文化的な活動やスポーツ活動に村民が主体的に取り組むことができる環境整備を図る。

【基本方針3】～地域学校協働活動の定着～

学校・家庭と共に、地域ぐるみで次世代を担う子供たちの基本的な社会性や豊かな人間性を育む青少年活動の充実と教育風土の醸成に努める。

【基本方針 1】～学校教育の充実～

一貫性と独自性のある学校教育を通して、よりよい地域社会を創るという理念を学校と地域が共有し、子供たちが夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要な力ととなる力を育む。

(主な取組)

- ・進んで学び、共に学び合う活動を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付ける教育を推進する。
- ・教職員の資質向上を図るとともに、小中学校の一貫教育を推進する。
- ・子供の実態に応じた特別支援教育を推進する。
- ・道徳教育を基盤に、いじめ防止対策の充実を図り、安心・安全な教育環境を整備する。
- ・総合的な学習の時間等で、地域の教育資源を活用したふるさと教育や環境教育を推進する。
- ・農業体験学習等を通して、食に関する意識や知識の向上を図る。
- ・地域活動や「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業等、社会体験学習を推進する。
- ・ＩＣＴ環境を整え、質の高いＩＣＴ教育活動を推進する。
- ・教育施設・設備の安全点検・補修を確実に実施し、保健・衛生環境を充実する。

【基本方針 2】～生涯学習・生涯スポーツの推進～

舟橋会館や村立図書館の機能を充実し、学習機会の創出に努めるとともに、文化的な活動やスポーツ活動に村民が主体的に取り組むことができる環境整備を図る。

(主な取組)

- ・舟橋会館や村立図書館を生涯学習の拠点として、村民のニーズを把握し各種講座や村民大学、読み聞かせ会等を開催し、生涯学習機会の創出を図る。
- ・村立図書館では、小中学校や他の施設と連携し読書活動の推進に努める。
- ・芸術・文化活動を行う各種団体の育成及び支援に努め、成果の発表等の機会を創出する。
- ・舟橋村文化スポーツクラブ“バンドリー”を中心に、村民のニーズを反映した各種教室や行事を充実する。
- ・体育行事の企画や広報活動等を通じて、体育協会や住民運動会実行委員会等への支援を行い、村民が参加しやすい体制づくりを進める。
- ・学校体育施設の活用やテニスコートの管理、民間スポーツ施設との連携等

利用しやすいスポーツ環境の整備に努める。

- ・スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導員等の指導者の発掘および育成を進める。
- ・郷土の文化財の保存と活用に努め、村の歴史に触れる機会を創出する。
- ・外国人との交流会や文化に触れる機会を設け、国際交流を推進する。

【基本方針 3】 ~ 地域学校協働活動の定着 ~

学校・家庭と共に、地域ぐるみで次世代を担う子供たちの基本的な社会性や豊かな人間性を育む青少年活動の充実と教育風土の醸成に努める。

(主な取組)

- ・小中一貫教育と連動して、子供たちの自己有用感を高め、規範意識を醸成する。
- ・青少年の健全育成活動を推進し、人権尊重や非行防止の意識を醸成しながら、地域全体で見守り育てる環境づくりに努める。
- ・住民の防犯・交通安全意識を高め、犯罪や事故のない安全・安心な環境整備に努める。
- ・地域と学校が、効果的、継続的に連携・協働できる体制づくりに努める。

体系図

舟橋村総合教育会議

策定

第五次舟橋村総合計画

舟橋村
教育大綱

即する

参照

・ 第三期教育振興計画
・ 教育基本法

基本方針 1
夢と志をもち、可能性に挑戦する子どもの育成

基本方針 2
文化的な活動やスポーツ活動に主導的に取り組むことができる環境整備

基本方針 3
土や豊かな人間性を育む教育風土や豊かな供養の基本的な社会性